

IV 施設・設備等

1 校地、校舎、講義室・演習室等の面積

(表5)

	校 地 ・ 校 舎				講義室・演習室等	
校舎	校地面積 (㎡)	設置基準上必要校地面積 (㎡) ^{*注1}	校舎面積 (㎡) ^{*注2}	設置基準上必要校舎面積 (㎡) ^{*注1}	講義室・演習室・学生自習室総数 ^{*注3}	講義室・演習室・学生自習室総面積 (㎡)
新宿	6,414	54,400	47,540	62,411	79	9,028
八王子	214,934		52,689		59	7,832
犬目	21,057		8,126		2	385
	242,405	① 54,400	108,354	② 62,411	140	17,245

[注] 1 「設置基準上必要校地面積 (㎡)」「設置基準上必要校舎面積 (㎡)」は、大学設置基準第37条、第37条の2 (別表第3イ～ハ) を参考に算出し、ご記入ください。その際の収容定員数は、2012 (平成24) 年5月1日現在を基準日としてください。また、新たに学部・研究科を設置した場合などは、平成15年3月31日文科科学省告示第44号に基づき、段階的な整備を踏まえて算出してください。

「必要な校地面積」の算出方法

大学設置基準第37条→ 収容定員×10㎡ 工学院大学H24年度収容定員数:5,440名
① 5,440×10=54,400㎡

「必要な校舎面積」の算出方法

大学設置基準第37条の2(別表第三)

工学院大学H24年度収容定員数:5,440名

②62, 410.6㎡

		収容定員								別表3(イ又ハ)									
工学部第1部	(	3180	-	800	)	×	4628	÷	400	+	11239	=	38775.6	←	複数学部を置く大学は、当該複数の学部のうち別表第三イに定める面積が最大である学部についての同表に定める面積を記載する。 最大学部以外の学部はそれぞれ別表第三ハの表に定める面積を合計した面積を加える。				
情報学部	(	880		)							11735	=	11735.0						
建築学部	(	600		)							7107	=	7107.0	←					
GE学部	(	280		)							4793	=	4793.0						
工学部第2部		500	(工学部第1部に含める)																
		5440									合計		62410.6						

2 校舎面積に算入できる施設としては、講義室、演習室、学生自習室、実験・実習室、研究室、図書館（書庫、閲覧室、事務室）、管理関係施設（学長室、応接室、事務室（含記録庫）、会議室、受付、守衛室、宿直室、倉庫）、学生集会所、食堂、廊下、トイレなどが挙げられます。